

# 第136回東京都自然環境保全審議会

## 速 記 録

平成29年2月6日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後 1 時 3 0 分開会)

○宮武計画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第136回「東京都自然環境保全審議会」を開会させていただきたいと思ひます。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、新たに本審議会の委員に御就任いただいた方を事務局より御紹介させていただきます。

お手元の参考資料 1 を御参照ください。そちらに○で記載してございます。順次、事務局から御紹介をさせていただきたいと思ひます。

林田武委員でございます。

斉藤やすひろ委員でございます。

河野ゆりえ委員でございます。

新井ともはる委員でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の次第に記載してございますとおり、配付資料を順次御確認させていただきたいと思ひます。

まず、第12次鳥獣保護管理事業計画に関する資料といたしまして、資料 1 - 1 及び資料 1 - 2。

第二種特定鳥獣管理計画（第 5 期東京都第二種シカ管理計画）に関する資料として、資料 2 - 1 及び資料 2 - 2。

八丈小島鳥獣保護区等の指定に関する資料といたしまして、資料 3 - 1 及び資料 3 - 2。

温泉動力の装置に関する資料といたしまして、資料 4 ~ 7 がございます。

また、参考資料といたしまして、参考資料 1 ~ 4 - 3 がございます。

もし不足資料がございましたら、会議中でも結構ですので、事務局までお知らせ願ひたいと思ひます。

続きまして、会議の定足数について御報告いたします。

ただいま31名の委員に御出席いただいておりますので、当審議会規則の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本日の会議の進め方について御説明いたします。お手元の会議次第をごらん

ください。

本日の議事は、そちらに記載のとおり、6件でございます。議事（1）～（3）は鳥獣部会の案件、（4）～（6）は温泉部会の案件となります。それぞれの部会の案件ごとに、まずは事務局から事案の概要について、引き続きまして、部会長から部会での審議結果について御報告をいただきます。その後、委員の皆様にご審議をいただきたいと存じます。

なお、審議に当たり、御発言される場合には挙手をしていただき、会長から御指名がありましたらマイクをお持ちしますので、御発言いただくよう、お願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

以後の進行につきまして、村山会長、よろしくお願い申し上げます。

○村山会長 会長の村山でございます。

新たに委員になられた皆様、ひとつ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

本日御審議いただきます案件の諮問文は、参考資料としてお手元に配付してございますので朗読は省略させていただきます。

前回の本審議会の席でもお願いをいたしておりますけれども、本審議会は東京都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査、審議するためというのが設置の目的でございます。したがって、皆様方におかれましては、本日の審議におきましても、自然の保護と回復を図るという観点から御審議をいただきますよう、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、諮問第429号から諮問第431号までの鳥獣部会案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○高木森林再生担当課長 事務局、環境局自然環境部森林再生担当課長の高木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料1-1「諮問第429号 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」御説明をさせていただきます。

第12次鳥獣保護管理事業計画につきましては、案といたして、資料1-2をお配りさせていただいておりますが、本日はその中身を要約した資料1-1で説明をさせていただきます。資料1-1をお手元をお願いいたします。

まず、鳥獣保護管理事業計画の位置づけ等についての説明をさせていただきます。資料1-1の3ページをご覧ください。

国は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、以下、鳥獣保護管理法と呼ばせていただきますが、に基づき、基本指針を定めてございます。都は、その指針に基づきまして、事業計画を定めることになってございます。国の指針につきましては、概ね5年ごとに改定され、直近では、昨年、平成28年10月11日に改定になっており、今回、都としても事業計画を改定するものでございます。

また、後ほど御説明いたします第5期第二種シカ管理計画は、鳥獣保護管理事業計画の下位に位置づけられた計画であります。

資料1-1、1ページにお戻りいただきまして(2)の目的でございます。計画の目的につきましては「人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣を適切に保護及び管理する。」です。計画期間は、平成24年4月～平成34年3月の5年間。対象区域は都内全域でございます。

計画の構成につきましては、2に記載のとおりでございます。この計画は、私ども東京都が、今後5年間にわたりまして、どのような鳥獣保護管理及び管理の行政を行うのかということについて、国の指針の変更を反映するとともに、前回策定後5年間の社会的な変化や今後生じ得る課題等を踏まえまして、鳥獣部会での御審議をいただきながら改定をいたしましたものでございます。

次に、1ページの下です。3、本事業計画の主な変更点について御説明させていただきます。

まず(1)鳥獣保護区を新たに1地域指定ということでございまして、今回、八丈小島を新たに指定いたします。これは諮問第431号として、後ほど詳しく御説明いたします。

続いて、2ページの(2)～(5)につきましては、国の指針の改定に伴うものでございます。

(2)アライグマ、ハクビシン等による農林業被害を受け、小型の箱わな等で農林業者がみずからの事業地で捕獲する場合、1日1回以上、捕獲等を含めて見回りを実施する等、鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認める場合において、本来、捕獲をするに当たって必要となるわな、網等の狩猟免許を有していない者にも捕獲を許可するものでございます。

続いて、(3)傷病鳥獣救護の考え方です。国の指針では、傷病鳥獣救護に際しては、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する考え方が、今回、示されました。このことから、都としましても、フン等の生活被害が多発しているカラス類及びドバト並びに生息数が過剰となって農林業被害、生態系への影響が出ているニホンジカ、本来、生息するも

のではない外来獣等について、救護の対象としないことを明記いたしました。

(4) 人材の育成・確保でございます。鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された都職員及び鳥獣保護管理員、市町村職員等を対象として、研修または情報等の提供を行うことで、資質の維持・向上に努めることを明記いたしました。

(5) 鉛中毒対策でございます。鳥類を鉛中毒から守るため、化学的な見地から鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域にかかわる捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、または捕獲個体の搬出の徹底を指導することを明記いたしました。

(6)、(7)につきましては地域性を反映ということで、都独自の取り組みでございます。

(6)は、ツキノワグマの捕獲禁止継続についてです。鳥獣保護管理法により、狩猟鳥獣の捕獲を禁止することについては審議会に意見を伺うことになっておりますので、少し詳しく説明をさせていただきます。

ツキノワグマにつきましては、昨年はいろいろと新聞記事をにぎわしましたが、集落への出没が頻発したということもございまして、全国的にはかなりの頭数の捕獲が行われている次第でございます。全国での捕獲数は、平成26年度につきましては約4,100頭、27年度は約1,900頭、今年度は4～12月までの実績で3,600頭となっております。東京都におきましても、今年度、これまでに4頭の緊急捕獲がございました。

しかし、都内のツキノワグマの生息数等の実態は十分把握できていないとともに、ツキノワグマは繁殖率が低く、一旦激減してしまうと回復が困難でございます。都では、平成20年4月1日から既に捕獲禁止の手続きをとらせていただいておりますが、これまで状況は大きく変化していないということもございまして、引き続き、ツキノワグマを5年間の禁猟にしたいという内容でございます。もちろん人身被害を防止するため、人里近くに出没し、緊急を要する場合は、その都度、有害鳥獣捕獲として対応することといたします。

あわせて、今後、クマの生息状況の実態把握のため、継続的な生息状況調査を実施する予定でございます。

(7) イノシシでございます。現行では、個体群として管理をする対象とはなっておりません。しかし、近年、イノシシによる鳥獣害及び捕獲数が増加しており、各市町村からも対策の必要性の声が寄せられております。イノシシは生息数の増減が大きい獣であり、都内におけるイノシシの生息状況については把握できていない部分がございます。したがって、クマと同様に、継続的な生息状況の調査を実施して、実態把握に努めていくこととしておりま

す。

なお、第12次鳥獣保護管理事業計画に関しましては、パブリックコメント及び利害関係者の意見照会を行いました。

参考資料3-1になりますが、パブリックコメントではツキノワグマへの対応に関する御意見をいただいたほか、利害関係の方からも的確な御意見があり、記述の修正等をしたところでございます

なお、ツキノワグマの捕獲禁止継続につきましては、別途、市町村、利害関係者に意見照会をさせていただいております。その中の意見といたしましては「個体数減少を招くおそれがあることから捕獲禁止の継続に賛成である」「出没数が増加し、人的被害の危機が拡大しているから捕獲禁止の継続には反対である」「詳細な調査を行って、適正な個体数管理に向け検討していただきたい」などの意見をいただいております。こうした御意見を踏まえて、都としましては、先ほど説明したとおり、捕獲禁止の継続という判断をしたところでございます。

引き続きまして、諮問第430号に移らせていただきます。第二種特定鳥獣計画（第5期東京都第二種シカ管理計画）について説明をさせていただきます。資料は2-1と2-2になります。

資料2-2が計画本文です。第5期計画（案）を示しておりますが、計画（案）の内容を抜粋した資料2-1、概要版によって、今回は説明をさせていただきます。

資料2-1をお手元にお願いいたします。

資料2-1の1ページ目、1番、計画策定の背景及び目的でございますが、現行の第4期東京都第二種シカ管理計画が今年度をもって計画期間が終了することから、第5期東京都第二種シカ管理計画を新たに策定し、これに基づいてシカ管理事業を実施させていただきます。計画期間は、平成29年4月～平成34年3月の5年間となります。

4、管理が行われるべき区域については、第4期計画と変わってございません。

5、現行の第4期計画の取組と課題については、農林業被害対策及び植生被害対策を実施した結果、奥多摩の一部の地域では成果が出ているものの、管理保護については、目標頭数の捕獲が達成できていない等の課題もございます。

そこで、1ページの最後の6番、管理の目標につきましては、シカの個体数管理と荒廃した森林生態系の回復を目指すとし、次のページですけれども、（1）のとおり、個体数管理の指標として3つのエリアを策定して、目標生息密度及び目標とする生息範囲を設定してい

るほか、森林生態系の回復、保全や農林業被害を軽減することとしております。

こうした目標を達成するための施策として、2ページ下の(2)のとおり、目標を達成するための施策等でございますが、それぞれのエリアごとに施策を行うこととしております。しかし、この3つのエリアにかかわらず、貴重な自然植生の残る自然公園の特別保護区域などは重点的に被害防除を実施することとしております。

次に、3ページに入りまして、②の個体数管理の目標についてです。目標生息密度に基づいて算出した目標生息数(400頭)を個体数管理の基数といたします。年間捕獲目標頭数については、捕獲実績などを踏まえて毎年度決定することとしております。

3ページの中段下の③狩猟規制の緩和についてですが、第二種特定鳥獣管理計画の策定により、鳥獣保護管理法(14条第2号第3項)に基づいて、特定鳥獣、ニホンジカの狩猟規制の緩和が可能のため、本計画では狩猟による捕獲推進のため、引き続き狩猟期間の延長を実施します。これに加えて、今回、新たに捕獲頭数の制限を撤廃し、1日当たりの捕獲頭数を無制限といたしました。

④は新たな制度でございますけれども、指定管理鳥獣捕獲等事業でございます。鳥獣保護管理法では、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を指定管理鳥獣として、ニホンジカ及びイノシシを定めております。都道府県または国が、これらの捕獲等の事業を実施するときは、捕獲等の許可が不要となるなどの特例を設けております。本計画では、④のとおり、シカの生息状況及び被害発生状況などを踏まえ、この制度の導入を検討していくこととしております。

次に、⑤生息環境の整備については、シカが森林生態系の構成要素の一つであることに鑑み、シカによる被害を軽減し、シカと人が共存できる、豊かな森林環境の整備を実施することなどを定めております。

最後に、⑥隣接県との連携でございます。隣接県、神奈川、埼玉、山梨県と、生息状況や捕獲状況等について情報交換を行い、シカの管理事業を効率的かつ効果的に推進していくとしております。

続きまして、参考資料3-2でございます。

参考資料3-2につきましては、第5期計画(案)に関するパブリックコメント及び利害関係者等への意見照会結果と、ニホンジカ捕獲に係る特例についての利害関係者の意見照会の2件についてまとめたものでございます。鳥獣保護管理法第7条の2第3項により、第二種特定鳥獣管理計画を変更するときは、関係地方公共団体及び利害関係者の意見照会を行う

こととされております。これを受けまして意見照会等を実施した結果、関係地方公共団体並びに利害関係者からは異議なしの回答をいただいております。

なお、東京都森林組合より、シカ被害地域が拡大していることを懸念し、シカの捕獲に関する抜本的な対策を早急に行うよう要望があったことを申し添えます。

また、パブリックコメントも実施した結果、内容について特段の変更はありませんでした。

次に、ニホンジカの捕獲に係る特例については、狩猟期間を、通常の前年11月15日～2月15日であるところを、2月16日～2月末まで延長すること、また、頭数制限につきましては、国は1日1頭当たりという頭数制限をしておりますが、本計画に基づいて、1日1人当たりの捕獲制限を撤廃し、無制限としたいと考えており、この特例に関しましても利害関係者等に照会した結果、資料3-2の2ページ目に書いてございますが、異議なしといただいております。

以上がシカの計画についてでございます。

続きまして「諮問第431号 八丈小島鳥獣保護区及び八丈小島鳥獣保護区特別地区の指定について」御説明いたします。

資料3-1と3-2をお願いいたします。資料3-2につきましては計画書の本文でございますが、資料3-1の概要版で説明をさせていただきます。

鳥獣保護区とは、鳥獣の保護を図るため、指定の必要があると認められる地域で指定されますと、狩猟が禁止されます。また、特別保護地区は、鳥獣保護区の区域において鳥獣の保護及び生息地の保護を図るため、指定の必要があると認められる地域で指定されますと、工作物の新築、水面の埋め立て、木材の伐採等の開発行為が規制されます。

八丈小島鳥獣保護区指定予定地は、八丈町に含まれる地域で、八丈小島等々の海岸線から沖合1キロメートル以内の海域です。特別保護区指定予定地は、八丈小島周辺の岩礁を含む八丈小島の区域でございます。

八丈小島には、アカコッコ、イイジママシクイ、カラスバト等、環境省のレッドデータリスト掲載の鳥獣絶滅危惧1B類などに指定されている希少鳥獣が多く確認されていることから、都内で46カ所目の指定として鳥獣保護区を指定するとともに、あわせて特別保護区指定としての指定も行います。指定期間は、平成29年11月～平成49年10月の20年間を予定しており、指定により、法規制に基づいて、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全するとともに、都職員の巡回等を行い、適切な管理に努めてまいります。

3件の説明は以上でございます。

○村山会長 ありがとうございます。

この件につきましては、鳥獣部会におきまして御審議をいただいております。その結果につきまして、石井部会長から報告をお願いいたします。

○石井部会長 それでは、御説明いたします。

「諮問第429号 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」から「諮問第431号 八丈小島鳥獣保護区及び同保護区特別保護区の指定について」、以上、3つの案件について、鳥獣部会での審議経過及び結果を御報告いたします。

鳥獣部会では、昨年8月より計3回部会を開催し、審議を行ってきたところです。

1つ目の第12次鳥獣保護管理事業計画については、事務局から提示された本計画の案から大きく変える必要はなく、妥当であると判断をいたしました。ただし、個別に議論になった部分がありましたので御報告します。

まず、都道府県がみずから主体となって保護または管理、これは個体数を減少させたり、分布範囲を拡大させない、あるいは縮小させるということですが、その計画を立てる特定計画については、現在、ニホンジカについて管理計画を立てていますが、今後、第12次の計画期間中に計画を立てる種があるかということについて議論をしました。管理対象として、カラス、イノシシ、カワウ、それから、保護対象として、オオタカ、ツキノワグマを新たに対象にすることの是非について議論をしました。

カラスについては、都の取り組みが一定の効果を見ていまして、推定生息数が減少していることから計画対象とはしない。それから、クマ、イノシシについては、都内における生息状況が把握できていないことから、今後、生息状況調査を実施した上で、その結果を踏まえて、計画策定の必要性について検討していくことにしました。そのほか、オオタカ、カワウについても、現時点では新たな計画の対象としなくてもよいという結論に至りました。

次に、傷病鳥獣の救護についてですけれども、生活被害等を発生させているカラス等の鳥獣を救護の対象としないという考え方はよいと考えますけれども、傷病鳥獣と出会った都民が、個人としてどこまですべきか、あるいはやれるかといったことについては配慮の必要があるという意見がありました。このことに関しては、救おうとしている状況にさまざまなケースがありますので、本計画では標準的な方針を示して、日常の窓口業務あるいはホームページ、ポスター等で丁寧に対応していくという整理にいたしました。

また、有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定については、錯誤捕獲を生じさせないわなの使用を盛り込むこと。また、再放逐への対応等については、法律上の解釈の確認をしつつ

議論を進め、国が示す基本指針をベースに本計画の表現といたしました。

最後に、ツキノワグマについては、現行で既に狩猟禁止となっています。それとともに、生息数に関してデータが十分とは言えないという状況でもありますから、本計画期間においても狩猟禁止を継続していくことが適当であるという結論に至りました。

次に、2つ目の諮問第435号です。第5期東京都第二種シカ管理計画に対する部会での主な意見ですが、シカの生息状況は、これまでの捕獲努力によって、奥多摩町の一部の地域において推定生息数が減少傾向にあります。ただ、分布については前線が東側に移動しているというように推察されますので、分布域の拡大防止について考慮すべきという意見がありました。このことを踏まえて、本計画案では、自然公園の特別保護地区での重点的な被害防除を行うこととして、特にエリア外である高尾山一帯でも状況把握のためのシカの生息状況や植生被害状況等のモニタリング調査を行うという旨が盛り込まれました。

次に、狩猟規制の緩和については、第4期計画から引き続いて狩猟期間を11月15日～2月末日まで延長することに加えて、本計画案では狩猟頭数の制限を撤廃し、1日当たりの狩猟の捕獲頭数を無制限とすること。それから、生息状況や被害状況を踏まえて、指定管理鳥獣捕獲等事業の導入について検討することが妥当であるという結論に至りました。

なお、シカの管理を進めていく際に、山林を所有、管理する者に過度の負担を負わせないように留意する必要があるという御意見も出させました。

第12次鳥獣保護管理事業計画（案）及び第5期東京都第二種シカ管理計画（案）の内容等については、関係人への意見聴取、パブリックコメントの結果等を踏まえて作成された最終案を、この1月24日の鳥獣部会において審議しまして、その結果、どちらも全会一致で適当との結論に至りました。

最後に3つ目の諮問案件ですが「八丈小島鳥獣保護区及び特別保護区の指定について」は、昨年11月1日に委員による現地視察を実施しました。そのことを踏まえて議論をいたしました。

保護区の設定については、委員から異論はなく、しっかりとした保護をしてもらいたいという御意見がありました。それから、指定から10年後に調査をすることになっていますけれども、それまでの期間においても東京都の鳥獣保護管理員による現地調査等で実態をフォローする必要があるという旨の意見が出されました。

以上で鳥獣部会での審議経緯について報告を終わります。

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、そして、石井部会長からの部会報告を踏まえまして御審議をいただければと思います。発言の方は挙手をいただければと思います。

○新井委員 どうもお疲れさまでございます。都議会議員の新井ともはるでございます。

私からは、鳥獣保護管理について4点ほど述べさせていただきたいと思っています。

1点目は、これは全体の活動がすごく大切なのかなと思っています、例えば猟友会だったりとか、役所だけとか、そういった一部の人たちだけに鳥獣保護についていろいろと押しつけるのではなくて、地域全体で取り組むことが必要なのかなと思っています。例えば地域の方が、害獣が来たら大きな声を出すのだとか、この前、奥多摩のある施設に行ったら、サルに餌をあげている方がいたのです。それを施設の方とかも見ているのですけれども、注意をしないのです。そういうのもどうなのかなと思いました。やはり地域全体、町全体で、そういう取り組みをする必要があるのかなというのが1点目です。

2点目が、殺すだけ、捕獲するだけでなく、農林業の被害が出ないような対策をするべきなのかなと思っています。害獣を捕獲したから農林業の被害が少なくなるとは限らないので、捕獲しつつも、農林業の被害を出さないような対策も考える必要があるのかなと思っています。

3点目なのですが、鳥獣保護対策というのはなかなか決め手がないと言われていまして、いろいろなやり方を試す必要があるのかなと思っています。例えば最新の情報を、いろいろな技術を使いながら取り組みをしてみると。これはもうやっているところもあるみたいなのですが、例えば八王子では、サルにGPSをつけて、それを追いやって、サルがどういった活動をしているのかというのを、GPSを追って確認してみたりだとか、あとは監視モニターです。これは赤外線センサーがついていて、物が動くとカメラが回って撮影して、いろいろな状況を把握できるというものが現在はあるみたいなのですが、そういったGPSや監視モニターで得られたデータとか、また、ハンターやわなにおける捕獲数、作物の被害数などを、例えばデータベースにまとめて、それを地図情報にマッピングさせて、こういった傾向があるのかというのを分析するとか、そういったことをやってもいいのかなと思っています。

また、最新の技術とえば、ドローンもいろいろな可能性があるのかなと思っています。例えばシカなどは、人が近づくと、かなり敏感で逃げていくのですが、ドローンであれば上から見るので、シカも警戒をせずにいろいろと把握することができるのと、あと、シカの体の色は保護色でございますからなかなか見づらいなのですが、例えば赤外線サー

モグラフィーカメラを搭載すれば、目ではなかなか見えないのですが、カメラを通すとシカの状況がわかるというように言われています。そういったドローンを使ったものなどもいろいろと考えられるのかなと思います。これが3点目です。

4点目が、精神的なケアについてちょっと考える必要性があるのかなと思っています。やっと収穫をしたと。農家の方であれば、これから収穫をして、1年間いろいろな苦勞をしながら収穫時期に行くのですけれども、そういうときに害獣の被害があると言われていまして、そういった方の話を聞きますと、やる気がなくなってしまうというようにも聞いていますから、そういったいろいろな方面で精神的なケアの対策が必要なのかなと思っています。

以上、4点でございます。よろしく申し上げます。

○村山会長 ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○高木森林再生担当課長 新井委員、御意見ありがとうございます。森林再生担当課長の高木でございます。

では、4ついただきましたので最初から御説明させていただきます。

まず、1点目です。地域全体、町全体の取り組みに鳥獣保護管理を広げていけないかということでございますが、そのとおりでございまして、東京都は従来から鳥獣保護管理員、都内に62名おりますが、また、関係区市町村等と連携いたしまして、例えば餌やり防止キャンペーンとか、ドバトに餌をあげないでというようなキャンペーンも展開しております。こういった普及啓発を従来の取り組みに増して、また、新たな方策等も考えていきたいと思えます。

2点目です。農林業の被害が発生しないようにしていったほうが良いということでございますけれども、確かに今回の計画は、環境局では全体の、例えば生息の目標数とか、目標の捕獲数とか、地域全体の中で、生態系に適した生息数等を決めていくということが、まずあります。そういう中で、農作物の被害対策ということにつきましては、農林産業の振興として担当している産業労働局と連携して取り組みをしておるところでございます。今後、被害防除、農林業に携わる方がやる気をなくさないように、そういった振興策も、産業労働局と連携して取り組んでまいりたいと思えます。

あと、3点目です。鳥獣対策ということで、最新の技術または情報等を活用して捕獲等を行っていったほうが良いという御意見だと思いますけれども、確かに最近の情報で言うと、ドローンの活用とか、西多摩の町村で取り組みをいただいているということは私どもでも存

じ上げております。また、先ほど新井委員がおっしゃったように、八王子市では地元のサル対策を長く継続して対応していただいております、GPS等をつけてサルをグループとして追っていると、追い払い等も行っているということで、自然と調和した、捕獲ではなくて、追い払い等もやっている。また、そういった最新技術もいろいろあるかと思っておりますので、従来の取り組みに増して、また、こういった最新技術の情報も順次取り入れまして対応してまいりたいと思います。

最後に4番です。確かに農林業の方々には、こういった獣害がふえてきての精神的なダメージ、それに対するケアも大変大切な部分だと思います。

先ほどの2番目のところで申し上げたとおり、農林業の被害対策につきましては産業労働局と連携してやっておりますので、引き続き、産業労働局と私ども、生態系保全という観点から、環境局と連携をとりながら事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○村山会長 どうぞ。

○河野委員 河野と申します。よろしく申し上げます。

事業計画の案を取りまとめていただきました部会の皆様、ありがとうございます。

私は3点、要望ということで述べさせていただきたいと思います。

1つは、鉛中毒についてです。計画では、鳥類を鉛中毒から守るために、鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用、捕獲個体の搬出の徹底を指導すると書かれています。

鉛の弾、鉛弾の使用については、環境省の調査でも、2012年度で16道府県22地域で禁止、制限がされております。北海道では、狩猟や有害駆除によって撃たれたエゾシカの死骸をついばんで、鉛弾の断片を飲み込んで鉛中毒で命を落とす希少ワシ類が絶えないということです。

そこで、2004年から全ての鉛ライフル弾と大型銃の猟での鉛散弾の使用を禁止していましたが、さらに条例を制定して、昨年10月から鉛弾の所持も禁止となっているようです。違反した場合には、3カ月以下の懲役または30年以下の罰則という厳しい処罰も伴っております。これは北海道だけではなくて、本州からのハンターの鉛弾の使用も防止するためのものです。

小池都知事は、環境大臣の時代に国会で非鉛弾の製造、供給を確保し、全国的に非鉛弾が円滑になるように努力すると答えられております。他の自治体の取り組みや、こうした知事の発言なども踏まえて、鉛の被害が起こらないように規制の強化の検討をお願いしておきた

いと思います。

2つ目、専門的人材の登用についてです。

鳥獣の保護管理のためには、生態を正確に把握する専門家の育成と配置が非常に重要であります。兵庫県では、独自に森林動物専門員が配置されて、専門的人材の登用を進め、大学との連携も進んでおります。東京都としても必要な人材を確保すること、また、国に対しても専門的知見や経験を持つ人材の育成と配置、予算措置を要望する、これをお願いしたいと思っております。

鳥獣保護法の改正のときに附帯意見として国会では、こういう人材の育成について、国が、都道府県、自治体を支援していく、財政的にも応援していくというようなことが盛り込まれているようでありますので、こうしたことも踏まえて、ぜひ東京都としても努力をお願いしたいと思います。

3つ目に、指定管理、鳥獣捕獲等事業の導入について申し上げたいと思っております。

この事業では、許可のない捕獲、捕獲個体の放置、夜間発砲の3つの禁止が、原則、適用除外となります。捕獲個体が放置された場合に、例えば冬に殺傷されたシカが放置されると、クマが餌を求めて徘徊して越冬しなくなってしまう、あるいは雑食であったクマが肉食になって人を襲ってしまう、鉛の弾で撃たれたシカを猛禽類が食べて鉛中毒を起こすなどの危険が懸念されております。夜間発砲については、ハンターから夜間発砲というのはほとんどないことではないか、慎重の上に慎重にやっただとしても事故を起こさないという保証はないという声も出ております。事業者が一旦山に入ってしまうと、行政の監視が行き届かないので、指定管理鳥獣捕獲等の事業の導入、そして、認定鳥獣捕獲等事業者の活用については、慎重かつ丁寧な検討が必要だと私たちは考えております。

特に、捕獲個体の放置や夜間発砲は禁止にすることも含めて、さまざまな規制を設けることなど、都として指定管理鳥獣捕獲等事業の導入の是非については、今後、丁寧な検討を行って、その際には地元の猟友会も初めとした意見聴取や協議を行うことをお願いしておきます。

既に東京都も御努力はされていると思っておりますが、改めて要望いたしておきたいと思っております。

以上、3点です。

○村山会長 事務局からは特にございませんか。

○高木森林再生担当課長 河野委員、3点の御要望をいただき、ありがとうございます。

鉛中毒対策、専門的人材の確保、指定管理鳥獣捕獲等事業に対する取り組みということで、

3点、要望として承らせていただきます。ありがとうございます。

○村山会長 ほかにいかがでございましょうか。ございませんか。

それでは、ほかに御意見がないようでしたら、御意見が出尽くしたようでしたら、皆様にお諮りをいたしたいと思っております。

「諮問第429号 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」「諮問第430号 第二種特定鳥獣管理計画（第5期東京都第二種シカ管理計画）の策定について」「諮問第431号 八丈小島鳥獣保護区及び八丈小島鳥獣保護区特別保護地区の指定について」の3件につきまして、本審議会として、鳥獣部会長の報告のとおり、適当であると認め、知事に答申をいたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、御異議がないようでしたら、ただいまの3つの案件につきまして、本審議会として適当であるということで答申をいたします。

事後の事務につかまは、事務局のほうでひとつよろしくお願いたします。

続きまして、諮問第435号～諮問第437号の温泉部会の案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○関水環境課長 自然環境部水環境課長の関でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件につきましては、動力の装置が3件でございます。御説明の流れといたしましては、まず事務局より、お手元の資料4～6の「1 申請概要」の部分を3件一括して御説明させていただきます。

なお、説明の中で資料7に係る図、写真などをお示ししておりますので、そちらもあわせて御用意いただければと思っております。その後、田中温泉部会長より、下の二重線の枠内の、2の各許可基準への適合状況の部分、3の温泉部会における審議内容の部分につきまして3件一括して御説明をいただきます。

まず「諮問第435号 台東区日本堤の温泉動力の装置について」御説明をいたします。資料は、資料4及び資料7の1ページ目になります。

初めに資料4をごらんください。申請者は、有限会社梅田商会。目的は、既存の公衆浴場の浴用に供給すること。申請地の住所は、台東区日本堤1丁目地内でございます。申請地は、

三ノ輪駅から約800メートルに位置し、既存の銭湯敷地内となっております。当施設は、昭和10年代から銭湯として営業しておりましたが、一昨年、泉質を分析いたしましたところ、温泉成分が含まれていることが判明したため、今回、温泉として申請がなされたものでございます。

温泉の現況といたしましては、深さ96メートル、取水深度は52～64メートル及び71～94メートルの間の全長35メートル、泉温は18.9度、泉質名はありませんが、メタけい酸の項により温泉に適合しております。

申請する動力は、出力5.5キロワット、吐出口断面積5.29平方センチメートル、吐出量は毎分160リットルです。揚湯量は日量105立方メートルを予定しております。利用施設につきましては、既存の浴槽及びカラン並びに増設をさせる露天風呂となっております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有でございます。周辺の概況といたしましては、資料7もあわせてごらんください。資料7の図2に掲げてございますように、三ノ輪駅から約800メートルに位置し、周辺は住居地となっております。

周辺1キロメートル以内の状況につきましては、既存源泉、それから、水道水源井戸等及び湧水への配慮が審査基準となる場合がございますので御説明をいたします。

まず、既存源泉はございません。それから、水道水源井戸や水道未給水地域の生活用井戸といった配慮を要する井戸はございません。また、地域の環境保全のため、重要な役割を持つ湧水として、区市町村が地域指定または判断している湧水もございません。

次の案件に移らせていただきます。

「諮問第436号 八王子市片倉町の温泉動力の装置について」御説明をいたします。資料は、資料5及び資料7の2ページ目になります。

まず、資料5をごらんください。申請者は、オークランド観光開発株式会社。目的は、既存の温浴施設の浴用に供給すること。申請地の住所は、八王子市片倉町地内でございます。申請地は、京王片倉駅から約520メートルの高台に位置してございまして、周辺はショッピングセンター及び住宅地となっております。

当温泉の掘削につきましては、経緯のところにごございますように、平成27年2月6日付で許可され、工事は平成28年2月25日に完了しております。

温泉の現況といたしましては、深さ1,488メートル、取水深度は1,308～1,356メートル及び1,392～1,440メートルの間の全長96メートル、泉温は25.9度、泉質はアルカリ性単純温泉でございます。

申請する動力は、出力5.5キロワット、吐出口断面積19.63平方センチメートル、吐出量は毎分90リットルでございます。揚湯量は日量129立方メートルを予定しております。利用施設につきましては、既存の浴槽のうち一部の浴槽で利用いたします。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有。周辺の概況としましては、京王片倉駅から南西約520メートルに位置しておりまして、周辺はショッピングセンター及び住宅地となっております。

周辺1キロメートル以内の状況でございますが、資料7の図をあわせてごらんください。

まず、既存源泉はございません。水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。

なお、緑の丸でお示しをしましたように、八王子市が重要な湧水として指定をしております地域として、片倉城跡公園の湧水が1カ所ございます。その他八王子市内で9カ所の湧水が確認をされております。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移らせていただきます。

「諮問第437号 八王子市左入町の温泉動力の装置について」御説明をいたします。資料は、資料6及び資料7の3ページ目になります。

まず、資料6をごらんください。申請者は、医療法人社団KNI。目的は、病院の共同浴場等の浴用に供給すること。申請地の住所は、八王子市左入町地内でございます。申請地は、中央自動車道八王子インターチェンジの北側約1キロメートルに位置しておりまして、申請者が開設をいたしております北原リハビリテーション病院の敷地となっております。

当温泉の掘削につきましては、平成27年10月27日付で許可され、工事は平成28年8月24日に完了しております。

温泉の現況でございます。深さ1,200メートル、取水深度は699～886メートル及び891～1,195メートルの間にストレーナーが断続的に入っておりまして、その総長は251メートルとなっております。泉温は28.6度、泉質はアルカリ性単純温泉です。

次に、申請する動力でございますが、出力7.5キロワット、吐出口断面積19.63平方センチメートル、吐出量は毎分160リットルでございます。揚湯量は日量139立方メートルを予定しております。

利用施設につきましては、資料7の写真8にございますように、現在、病院の施設が建設中でございますが、そちらの共同浴場で利用いたします。また、当該病院及び浴場施設は、平成33年にかけて、段階的に竣工、稼働していく予定となっております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有。周辺の概況としましては、病院が丘の上に位置し、山林に囲まれております。また、近隣には住宅はなく、敷地内において利用施設を新たに建設中ということでございます。

周辺1キロメートル以内の状況でございますが、資料7の図8をごらんください。周辺1キロメートル以内に既存源泉はございません。それから、水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。

なお、青の二重丸でお示しをいたしましたように、北側の多摩川沿いの水道未給水地域に砂利製造事業に使用されている井戸が1カ所ございますが、生活用の井戸ではございません。また、区市町村が重要な湧水として指定する地域もございませんが、湧水が図8の緑の二重丸でお示しをいたしましたように、八王子市内で1カ所確認をされております。

本申請の概要は以上でございます。

以上、今回、御審議いただきます3件の諮問案件につきまして、まとめて御説明をさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○村山会長 ありがとうございます。

本件につきましては、温泉部会におきまして御審議をいただいておりますので、その結果につきまして、田中部会長から御報告をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○田中部会長 温泉部会長の田中でございます。よろしく願いいたします。

これから御説明いたします諮問第435号～第437号の3件につきましては、平成28年10月28日の第4回温泉部会において審議を行いました。

私からは、資料4～6のそれぞれ下にある二重の枠内に示しました2番の各許可基準の適合状況と、3番の温泉部会における審議内容について御説明いたします。御説明の中で参考資料4-1～4-3もごらんいただきますので、あわせて御用意ください。

それでは、初めに資料4及び資料7の1ページをごらんください。「諮問第435号 台東区日本堤の温泉動力の装置について」、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

まず、資料4の二重枠線内の2番の(1)既存温泉に影響を及ぼさないことについてですが、参考資料4-1をごらんください。

参考資料4-1は、温泉における地盤沈下防止対策及び適正利用について、都内の指定地

域における掘削深度と制限距離との関係を示したものでございます。掘削深度に応じまして、制限距離の基準を設けており、既存源泉と新規源泉の深度を比較して、深いほうの深度に対応した制限距離以上を既存源泉からとることとなっております。当温泉の掘削深度は200メートル以下であり、対応する制限距離は200メートルですが、最大の制限距離である1,000メートル、1キロ以内に既存温泉が存在しないことを確認しております。したがって、この基準に適合していることを確認いたしました。

次に、2の(2)ですけれども、水道水源井戸及び湧水指定地域等に影響を及ぼさないことについてですが、これに関しましては参考資料4-2をごらんください。

これは温泉掘削動力の装置許可にかかわる井戸、湧水の取り扱いについて、当審議会の温泉部会で取り決めたものでございます。申請地の周囲1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸及び環境の保全のための重要な役割を持つ湧水として、区市町村が地域指定または判断している湧水があるかどうかを調査し、影響の有無を審査するという内容であります。

資料7の1ページ目、図2をごらんください。先ほど事務局からも御説明がございましたように、当申請地の周囲1キロメートル以内には、基準に該当する水道水源井戸や区市町村が指定する湧水指定地域等は存在していません。このため、本案件につきましては、この基準は適用されません。

次に、(3)の温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であることについてですけれども、これに関しましては参考資料4-3をごらんください。

この基準は、地盤沈下防止の観点から島嶼部及び山間部以外の地域において、吐出口断面積及び1日の揚湯量を規制したものでございます。この審査基準を色分けしたものが資料7の図1になります。この諮問第435号の案件につきましては、吐出口断面積について21平方センチメートル以下、1日当たりの揚湯量について150立方メートル以下とする規制基準が適用される地域となります。当申請の計画では、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることとなります。

次に、資料4の下部、3番の温泉部会における審議の内容でございます。審議内容としましては、温泉井戸稼働後のモニタリングについて、揚湯量管理に役立てるために温泉井戸のモニタリングを適正に実施することを望むとの意見があり、これにつきましては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、台東区日本堤における温泉動力の装置について、許可相

当と判断いたしました。

続きまして「諮問第436号 八王子市片倉町の温泉動力の装置について」でございます。

資料5及び資料7の2ページ目をごらんください。「諮問第436号 八王子市片倉町の温泉動力の装置について」、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

まず、資料5の下部に示しました2番の温泉動力の装置許可基準の適合状況の(1)既存温泉に影響を及ぼさないことについてですけれども、当温泉の掘削深度は500メートルより深いため、制限距離は1キロメートルとなります。当温泉について、周囲1キロメートル以内に既存温泉は存在しないため、この基準に適合していることを確認いたしました。

次に、その下の水道水源井戸等及び湧水指定地域等に影響を及ぼさないことについてですけれども、資料7の2ページ目、図5にあるとおり、当申請地の周辺1キロメートル以内に八王子市が重要な湧水として指定する地域が存在します。

当温泉井戸の取水深度は1,300メートルより深くなっており、湧水が湧出する地表近くの透水層とは深度が異なっております。また、浅層部にはセメントによる遮水が施されており、浅層地下水の流入を防いでおります。これらのことから、当温泉が周辺の湧水に影響を与える可能性は非常に低いと考えられることから、この基準に適合していることを確認いたしました。

最後に、(3)の温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であることについてですけれども、資料7の図4をごらんください。

申請地は吐出口断面積について21平方センチメートル以下、1日当たりの揚湯量について150立方メートル以下とする規制基準が適用する地域となります。当申請の計画では、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、温泉井戸稼働後のモニタリングについて、揚湯量管理に役立てるために温泉井戸のモニタリングを適切に実施することを望むとの意見があり、これについては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、八王子市片倉町における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料6及び資料7の3ページをごらんください。「諮問第437号 八王子市左入町の温泉動力の装置について」、温泉動力の装置許可基準の適合状況を御説明いたします。

まず、資料6の下の2番の温泉動力の装置許可基準の適合状況の(1)ですけれども、既存温泉に影響を及ぼさないことについてですが、当温泉の掘削深度は500メートルより深いた

め、さきの案件と同様、既存温泉から制限距離は1キロメートルとなります。申請地点の周囲1キロメートル以内に既存温泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。

次に、2番の(2)水道水源井戸等及び湧水指定地域等に影響を及ぼさないことについてですけれども、当申請地の周囲1キロメートル以内には、基準に該当する水道水源井戸等、配慮を要する井戸及び区市町村が指定する湧水指定地域等は存在しておりません。このため、当案件につきましては、この基準は適用されません。

なお、資料7の3ページ目になりますが、図8にあるとおり、当申請地の周囲1キロメートル以内に湧水及び水道未給水地域にかかわる事業用の井戸がございます。この事業用の井戸につきましては、昭島市から影響がないよう配慮を求める旨の意見が付されております。また、当事業者が利用している井戸の取水深度は100メートルより浅くなっております。ここで当温泉井戸の取水深度は699メートルより深くなっており、湧水が湧出する地表近くの透水層及び利用者が利用している井戸の取水深度とは深さが異なっております。また、当温泉井戸の浅層部にはセメントによる遮水が施されており、浅層地下水の流入を防いでおります。これらのことから、当温泉が周辺の井戸及び湧水に影響を与える可能性は低いものと考えられます。

最後に、(3)の温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であることについてですが、資料7の3ページ目の図7をごらんください。

申請地は、吐出口断面積について21平方センチメートル以下、1日当たりの揚湯量について150立方メートル以下とする規制基準が適用される地域となります。当申請の計画では、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、温泉部会での審議内容といたしましては、温泉井戸稼働後のモニタリングについて、揚湯量管理に役立てるために温泉井戸のモニタリングを適切に実施することを望む、また、段階的に利用施設が竣工することから、段階ごとの適正量の確認を望むとの意見があり、これらについては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会としましては、八王子市左入町における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

以上で私からの御説明を終わります。

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明、そして、ただいまの田中部会長からの部会報告を踏まえま

して御審議をいただきたいと思います。

御発言の方は、挙手をいただければと思います。いかがでございましょうか。  
どうぞ。

○五十嵐委員 御説明ありがとうございました。

部会で大変丁寧に御審議いただき、また、それぞれの基準にも合っているということでもろしいと思うのですが、あえて御質問しますと、諮問第435号の台東区のものなのですが、揚湯量の基準が、東京都の地図で見ますと、この台東区というのはピンクの地区に囲まれた地域でございまして、揚湯量がほぼ3倍違うわけです。このたびの井戸の揚湯量は105立方メートルということで、ほかの区と近接しているにもかかわらず、これだけ引き上げてしまって本当に安全なのか、素人ながらに懸念というか、その辺を御説明いただけたらと思います。

あと、こちらは従来使われていた井戸に加えてということでしたので、これまでやられていたものは昭和10年に掘削されたものを書いてございますが、現在の揚湯量がいかほどのものなのか参考までに教えていただけたらと思いました。

○村山会長 事務局、どうぞ。

○関水環境課長 では、事務局からお答えをいたします。

ただいまの御質問にございました、揚湯量の制限をかけている区域でございますけれども、確かに台東区は制限がより厳しいところに隣接をしているという状況がございますけれども、お隣のところと比べまして地質構造が違っているということから、以前、審議会で御議論をいただいて、このような形で決めさせていただいているという経緯がございます。隣接はしておりますけれども、地面の下の構造が大分違うというように御認識をいただければと思います。

それから、今、使っている揚湯量がどのくらいかということでございますけれども、年によって大分変動はあると聞いておりますが、おおむね、この申請をされております量の半分程度か、それよりやや少ないぐらいということでございます。

以上でございます。

○村山会長 よろしゅうございましょうか。ほかにいかがでございましょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、ここでお諮りをいたしたいと思います。

「諮問第435号 台東区日本堤の温泉動力の装置について」「諮問第436号 八王子市片倉町の温泉動力の装置について」「諮問第437号 八王子市左入町の温泉動力の装置について」、

以上3件につきましては、本審議会として、温泉部会長の御報告のとおり、許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村山会長 ありがとうございます。

それでは「諮問第435号 台東区日本堤の温泉動力の装置について」「諮問第436号 八王子市片倉町の温泉動力の装置について」「諮問第437号 八王子市左入町の温泉動力の装置について」につきましては、本審議会として、許可相当であるということで答申をいたします。

事後の事務につきましては、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

以上で、きょう予定しておりました全ての案件の審議は終了いたしました。

そのほか、事務局から連絡事項などがあれば、どうぞ。

○宮武計画課長 事務局からの連絡事項はございません。

御審議ありがとうございました。

○村山会長 それでは、本日の審議は以上をもちまして終了といたします。

これをもちまして、第136回「東京都自然環境保全審議会」を閉会といたします。

きょうは、どうもありがとうございました。

(午後2時47分閉会)